

氏名（本籍）	菊地 淑人（ 山梨県 ）		
学位の種類	博士（ 学術 ）		
学位記番号	博甲第 7136 号		
学位授与年月	平成26年 8月31日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	農業に関する文化的景観保護とその手法に関する研究 Study on the Strategies for the Conservation of Cultural Landscapes related to the Agriculture		
主査	筑波大学教授	工学博士	稲葉信子
副査	筑波大学教授	博士（世界遺産学）	吉田正人
副査	筑波大学准教授	博士（農学）	黒田乃生
副査	京都女子大学教授	工学博士	斎藤英俊

論文の内容の要旨

（目的）

1972年に世界遺産条約が採択されたのち、国際的な遺産保護は地域社会・コミュニティの役割に対する考え方を深めてきた。1992年に世界遺産条約履行ガイドラインに導入された文化的景観（cultural landscape）は、地域社会と持続可能な発展の関係を重視する国際的な遺産保護の潮流の中で重要な遺産概念として位置づけられることとなった。文化的景観のうちでも農業に関する文化的景観は、その保護が生業・生活の維持と密接に結びつくところから特に象徴的に扱われてきた領域である。本論文は、過疎化とそれに起因する耕作放棄から伝統的栽培種の衰退まで広範な領域にわたる取り組みが必要とされる農業景観に関する国際的動向について、保護・継承に関する可能性と課題を政策・施策レベルとフィールドレベルの両面から論じたものである。

（対象と方法）

本論文では、農業だけでなく林業、水産業を含めて、いわゆる農林水産業全般に関わる文化的景観を対象とし、これを農業に関する文化的景観と総称している。農業に関わる文化的景観の保全に関する国際的動向を論じるため、以下の2つの観点からの検討を行っている。まず、政策・施策レベルの取り組みを明らかにするため、農業景観の保全に関係している国際機関等における政策・施策を俯瞰し、文化的景観保護との関わりから国際的動向の現状と課題に関して分析を行っている。次いでフィールドレベルの取り組みとして、1995年に農業に関する文化的景観として初めて世界遺産に登録されたフィリピン・イフガオ州の「フィリピン・コルディリエーラの棚田群」を事例とし

て、その保護の変遷と課題を分析することで、途上国における文化的景観保護の課題と可能性を検討している。

(結果と考察)

第1章は序論である。遺産保護をとりまく現状と農業に関する文化的景観の関係について論じ、本論文の背景と目的について述べている。

第2章では、EU、OECDやUNEPなど国際機関の農業関係の政策を取り上げて文化的景観にも関わる政策的動向を検討した。その結果、農業経済分野では、農業の役割を生産のみに限定せず、耕作条件不利地域や環境配慮型農業に対する補助金施策を設けることなどによって付加価値型の農業政策を展開し、こうした施策が農業に関する文化的景観の保全のために機能していること、また、自然・環境保護に関わる領域においても、生物多様性保護も含む農業の多面的機能という枠組みに対する施策の広がりがあることが農業に関する文化的景観の保護に重要な役割を果たしていることなどを明らかにしている。

第3章では、世界遺産に登録されている農業に関する文化的景観を取り上げ、各遺産が直面している問題について分析を行っている。先進国では、第2章で明らかにした不均衡是正を前提とする多角的かつ間接的な農業政策が機能している反面、途上国においては、基盤となる社会システムそのものが抱える脆弱性から、文化的景観維持のための具体的な方策を見いだせない現状を明らかにしている。

第4章では、農業に関する文化的景観として初めて世界遺産に登録されたフィリピン・イフガオ州の「フィリピン・コルディリエーラの棚田群」を象徴的な事例として、フィールドレベルでの農業に関する文化的景観の保護の実態を明らかにしている。棚田の耕作面積やインフラ網の経年変化、貨幣経済の浸透に伴う生活の変化、これらに対する政府の保護施策及び関連して実施された国際協力の実態を検討し、文化的景観としての保護の現状と課題を分析している。その結果、農業を支える経済基盤の脆弱性は依然として大きな課題であるものの、世界遺産登録、及び特にその後の危機遺産登録を契機として、国内外のさまざまな施策が効果的に関連づくようになり、国際協力のプログラム、海外からの資金導入なども含めて、段階的に効果的に機能するに至ってきたこと、しかもそうした取り組みが一過性の世界遺産ブランド依存に留まらず、地元政府やNGOの取り組みとして定着していることを明らかにして、世界遺産条約に基づく文化的景観保護がもたらす施策の実態と可能性、限界について論じている。

第5章は、第2章から第4章までで明らかにしたことをまとめて今後の展望を論じた結語の章である。農業経済や環境保護の領域で先行する農業景観関連政策を参考に、遺産保護政策の枠組みにおいて農業に関する文化的景観の保護をどのように進めていくか、先進国と途上国の違いにも言及しつつ今後の展望について論じている。

審査の結果の要旨

(批評)

棚田など生業に関わる景観、あるいは例えば富士山などのように信仰や芸術に関わる人文的な景観を扱う遺産概念である文化的景観は、人の居住域と自然の境界領域を扱う遺産概念であるところから、これまで分断されてきた文化遺産と自然遺産を統合し、かつ人の生活に関わる民俗学的側面

から環境保護まで文化資源と自然資源の保全を社会との関わりにおいて総合的に捉えることを可能にする政策的意義を有する遺産概念として、特に注目されている。1992年に世界遺産委員会が正式に文化的景観のカテゴリーを導入することにより、各国も文化的景観である世界遺産の申請を促進し、そのための国内法の整備も進んできた。しかしその一方で特に農林水産業など生業に関わる文化的景観は、伝統農法の存続問題にも及んで課題が多岐にわたることから、その具体的な保護手法の研究は進んでいないのが現状である。本論文は、国際機関の農業関連分野における政策を整理・分析し、また農業に関わる文化的景観として代表的な世界遺産であるフィリピン・イフガオ州の「フィリピン・コルディリェーラの棚田群」を事例として文化的景観という遺産概念が現場においてどのように機能しているのかを明らかにして、遺産保護の側から発する政策の立案に有効な基礎的知見を提供している点で評価される。新しい研究分野の萌芽期に位置する論文として、研究対象の選定方法、分析の手法や論の展開は総論に流れて、従ってその結果としての提言は政策提言としていまなお初歩的な段階にあるが、研究基盤の確立に貢献する十分な成果を得たとして、今後は本論文で明らかにした個別の課題の研究が学界でさらに進められていくことを期待したい。

平成26年6月9日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（学術）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。